



Yamamoto Acc office



# 山本総合会計ニュース

編集 発行人  
税 理 士

山本孝久  
〒152-0003  
東京都目黒区碑文谷5-12-1  
TS碑文谷ビル2F  
TEL 03 (3791) 8863  
FAX 03 (3791) 8292

## 8月

(葉月) AUGUST

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	.
木	5	19	.
金	6	20	.
土	7	21	.
日	8	22	.
月	9	23	.
火	10	24	.
水	11	25	.
木	12	26	.
金	13	27	.
土	14	28	.

## 8月の税務と労務

- 国 税** / 7月分源泉所得税の納付  
8月10日
- 国 税** / 6月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等)8月31日
- 国 税** / 12月決算法人の中間申告  
8月31日
- 国 税** / 9月、12月、3月決算法人  
の消費税等の中間申告  
(年3回の場合) 8月31日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中  
間申告 8月31日
- 地方税** / 個人事業税第1期分の納付  
都道府県の条例で定める日
- 地方税** / 個人住民税第2期分の納付  
市町村の条例で定める日

### ワンポイント 納税者権利憲章

納税者の税務に関する権利・義務をわかりやすい言葉で説明した公文書。現在、OECD加盟国中、英米仏や韓国など24カ国が制定しており、納税者憲章、納税者権利宣言などの呼び方があります。我が国でも政府税制調査会が平成22年度税制改正で、その制定について1年以内を目途に結論を出すとしています。

# 育児休業給付金

雇用保険法と育児・介護休業法が改正され、育児休業をしたときに支給される給付金が変わりました。

## 1 平成二十二年四月一日（施行日）から実施されているもの

育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が統合されて、「育児休業給付金」として育児休業期間中に全額支給されることとなりました。育児休業に係る給付金が、新制度の対象となるのか、あるいは旧制度の対象となるのかは、「育児休業開始日」によります。

この育児休業開始日が、施行日前の場合は旧制度の、施行日以後の場合は新制度の対象となります。



### (1) 新制度の対象者の場合

育児休業給付金（休業開始時賃金日額に支給日数を掛けた額の五〇%相当額）が支給されます。ただし、被保険者に、育児

#### 【算式1】

賃金が休業開始時賃金日額に支給日数を掛けた額の

- ① 30%以下の場合  
…休業開始時賃金日額×支給日数×50%を支給
- ② 30%超80%未満の場合  
…休業開始時賃金日額×支給日数×80%－賃金額を支給
- ③ 80%以上の場合  
…育児休業給付金は不支給

休業期間中に事業主から賃金が支払われる場合は、算式1のようになります（例1参照）。

### (2) 旧制度の対象者の場合

従来どおりで、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が支給されます（例2参照）。

#### I 育児休業基本給付金

支給額は、休業開始時賃金日額に支給日数を掛けた額の三〇%相当額です。ただし、被保険者に、育児休業期間中に事業主から賃金が支払われ

#### 【算式2】

賃金が休業開始時賃金日額に支給日数を掛けた額の

- ① 50%以下の場合  
…休業開始時賃金日額×支給日数×30%を支給
- ② 50%超80%未満の場合  
…休業開始時賃金日額×支給日数×80%－賃金額を支給
- ③ 80%以上の場合  
…育児休業基本給付金は不支給

る場合の給付金は、算式2のようになります。

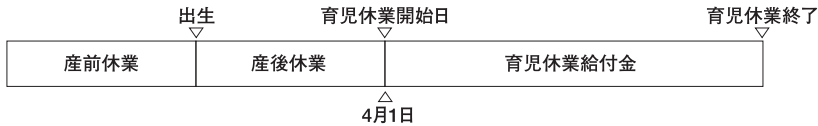
#### II 育児休業者職場復帰給付金

育児休業終了後職場復帰して、引き続き被保険者として六カ月以上雇用（被保険者資格が継続）された場合に、「休業開始時賃金日額×育児休業基本給付金の実際に支給された支給日数の合計×二〇%相当額」（Iと併せて五〇%となる）が、一時金としてまとめて支給されます。

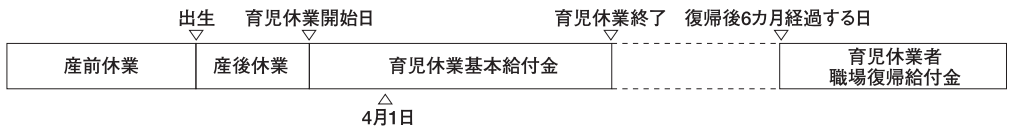
## 2 平成二十二年六月三十日（施行日）から実施されているもの

今般の育児・介護休業法の改正において、父母とも育児休業を取得する場合の育児休業取得可能な期間が、子どもが一歳二カ月に達するまでとなり、現行より二カ月延長されました（パパ・ママ育児プラス）。ただし、父親と母親一人ずつが取得できる休業期間（女性の場合は、出生日以後の産前・産後休業期間を含む）の上限は、従来どおり一年間です（例4、5参照）。

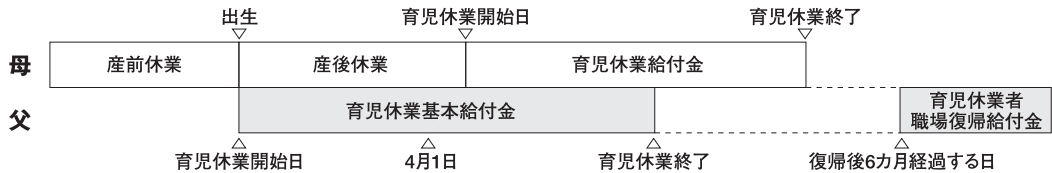
**例 1** 母親が4月1日に育児休業を開始する場合は、育児休業給付金が支給



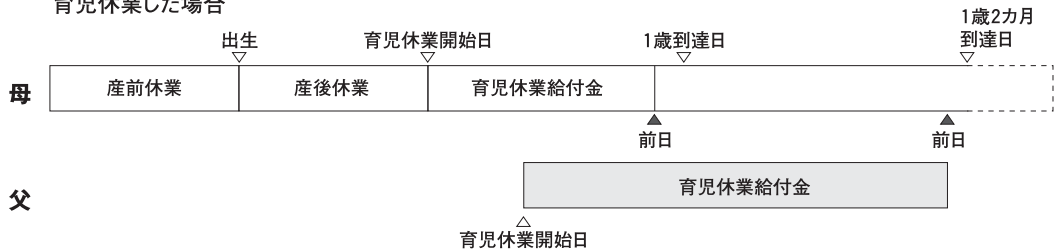
**例 2** 旧制度対象者が育児休業をする場合は、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が支給



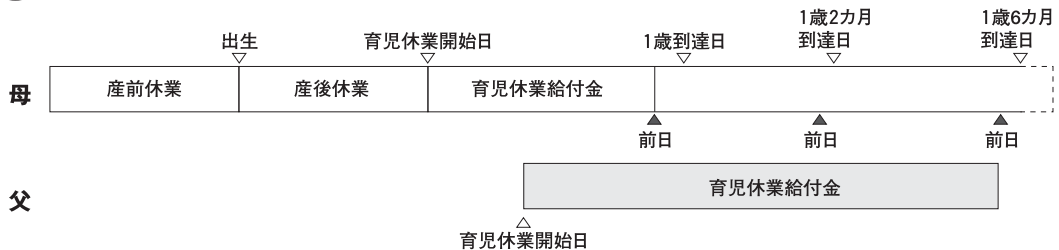
**例 3** 母親の育児休業開始日は4月1日以後、父親が4月1日前にある場合のように育児休業開始日が施行日の前と後にある場合



**例 4** 母親の育児休業の後に、父親が1歳到達日の翌日までに育児休業を開始し、1歳2カ月到達日の前日まで育児休業した場合



**例 5** 一定要件を満たした場合において、1歳6カ月の前日まで育児休業をした場合



## 患者の負担割合の判定基準

健康保険の被保険者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になると、給料（標準報酬月額）は変わらないのに、一部負担金の割合が引き上げられることがあります。

これは、①70歳以上75歳未満の健康保険の被保険者と②後期高齢者医療制度の被保険者とでは自己負担割合の区分に係る判定基準が異なるためです。

①の自己負担割合は、標準報酬月額を基準に定められていて、28万円以上の被保険者（現役並み所得者）については3割、26万円以下の被保険者は、他に老齢給付、家賃収入など定期的な収入があったり、養老年金など一時的に高額な収入があった場合であっても1割です。

なお、標準報酬月額が28万円以上であっても年収額が一定額（単身者は383万円、夫婦の場合は520万円）未満であれ

ば、申請することにより1割負担となる特例が設けられています。

一方、後期高齢者医療制度の自己負担割合の区分に係る判定は、課税所得額に基づき行われます。

(1) 現役並み所得者（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその被保険者と同一世帯にいる被保険者）

3割負担が原則ですが、同一世帯における被保険者数と年収（金額は①と同じ）により1割負担となることがあります。この場合は、市町村の窓口にて1割負担の申請をする必要があります。

(2) 一般（現役並み所得者及び住民税非課税世帯以外の人）

負担割合は1割です。

ちなみに、収入とは、前年（1月～12月）の所得税法上の収入金額のことで、必要経費（公的年金等控除や給与所得控除など）や所得控除を差し引く前の金額をいいます。

## 雇用保険の手続きが変更

事業主が、労働者を雇い入れたときには、翌月10日までに「雇用保険被保険者資格取得届」に、労働契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となったことの実態及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添付して、所轄ハローワークに届け出なければなりませんでしたが、平成22年4月1日以降の届出については、これらの添付書類は不要となりました。

ただし、①事業主が初めて資格取得届を提出する場合、②法定の提出期限を過ぎて資格取得届を提出する場合、③法定の提出期限から起算して過去3年間に失業等給付の返還または納付を命ぜられたことなどがあつたと認められる場合、④①～③のほか取得届に疑義がある場合等については、従来どおり前記の書類を添付しなければなりません。

## 児童扶養手当が改正

児童扶養手当は、父親と生計を同じくしていない児童（一八歳に達する日以後、最初の三月三十一日までにある児童をいう）の母や母にかわって児童を養育している人に対し、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として創設された手当です。

本手当は、父母が離婚した児童、父が死亡した児童、父が一定程度の障害の状態にある児童、父が生死不明である児童などの母等がその児童を監護するときに支給されます。

この対象が拡大され、従来は支給対象となっていない「子と生計を同じくする父」（父子家庭の父）について、平成二十二年八月一日以後支給されることとなり、今年度は十二月に八月～十一月分が支給されます。

なお、児童扶養手当は、子ども手当と併給されます。